

公益社団法人 日本リハビリテーション医学会定款施行細則

第1章 目 的

第1条 本細則は、定款第50条に基づき、定款の施行に必要な細則を定めるものである。

第2章 名誉会員・功労会員の推薦と賛助会員・特別会員・ 専門職会員・特に認められた会員の資格要件

第2条 名誉会員は、多年にわたり本会に在籍した65歳以上の会員で、本会の目的及び事業に多大に寄与した者の中から推薦する。

第3条 功労会員は、多年にわたり本会に在籍した65歳以上の会員で、本会の管理運営に多大に貢献した者の中から推薦する。

第4条 賛助会員は、本会の事業を支援する個人又は法人の申請に基づき、理事会で決定する。

第5条 外国人については第2条の要件とは別に考慮し、以下に定める特別会員とする。

(1) Honorary Member は、所属する国のリハビリテーション科学及び関連領域における学会活動に通暁し、本会の発展に多大な功労のあった者で、Honorary Member 内規に定める者とする。

(2) Corresponding Member は、本会が主催する学術集会若しくは関連学術集會に出席・発表し、又は本会の機関誌若しくは関連学術誌に投稿することにより、本会の発展に貢献した者で、Corresponding Member 内規に定める者とする。

第6条 専門職会員は、リハビリテーション医学・医療に関係性の深い国家資格を有する専門職で、代議員またはリハビリテーション科専門医の推薦により、理事会で決定する。

専門職会員の入会に関する手続きについては、別に定める。

第7条 定款第5条第2項第1号の理事会で特に認められた者として、次に該

当する入会申込を認める。

- (1) 日本国以外の医師免許を有する者で、現在日本に滞在する者から正会員入会申込があった場合は、外国医師免許の写し及び修学・就労先等からその証明書の提出を求める。

第3章 医師以外の正会員の認定

第8条 リハビリテーション医学と関係の深い分野で博士号又は修士号を有するか、又は同等以上の研究業績のある者。

第9条 2名の代議員の推薦を要する。

第10条 決定は理事会において行い、代議員会に報告する。

第11条 人数は会員総数の10%を超えてはならない。

第4章 社員（代議員）の選出

第12条 代議員の選出は、定款第12条の規定並びに別に定める代議員選挙に関する規則に基づき選出する。

第13条 代議員選挙への立候補には、正会員2名の推薦人の署名が必要である。

第14条 代議員就任の通知は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会名で通知する。

第15条 代議員選挙に係る申合せ等を必要に応じ定めることができる。

第5章 年会費等

第16条 定款7条第1項により会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員の年会費は、15,000円とする。
- (2) 名誉会員、功労会員及び特別会員は、会費を納めることを要しない。
- (3) 賛助会員の会費は、1口50,000円とし、会員の申込口数額を年会費とする。
- (4) 専門職会員の年会費は、12,000円とする。

(5) 災害等による被災者の会費は、理事会の議により、納入を免除することができる。

(6) 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第6章 専門医・認定臨床医及び研修施設の認定

第17条 定款第4条第3号に基づく専門医・認定臨床医及び研修施設の認定は、会則の専門医・認定臨床医関係規定及び研修施設・指導医関係規則により、認定する。

第7章 各種委員会

第18条 委員会委員は理事長が委嘱する。

第19条 委員長は委員の互選により選任し、理事長が委嘱する。

第20条 委員会に必要に応じ副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名し、理事長が委嘱する。

第21条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが原則として連続して2期(4年)までとする。

第22条 委員の交替は、原則として同時に3分の1を超えてはならない。

第23条 委員の重複は、特別な事情を除き1人2委員会までとする。

第24条 各委員会に内規を定める。

第8章 年次学術集会

第25条 定款第4条第1項第1号に基づき、学術集会を毎年2回開催する。

第26条 学術集会の会長は、理事会で候補者を推薦し、社員総会の承認を得る。

第27条 会長は学術集会を主宰する。

第28条 会長の任期は、前回の学術集会終了の翌日から対応する当該回の学術

集会終了の日までとする。ただし、任期満了後であっても、会計について理事会に報告する責任を負う。

第 29 条 前回、当該回及び次回の学術集会会長は、理事会に必要な応じ出席することができる。

第 30 条 医師以外で正会員でない者は、年会費の 2 分の 1 相当額を納入すれば、正会員と連名で共同演者となることができる。

第 31 条 学術集会の経理は、会則の学術集会経理事務取扱に関する申し合わせを順守すること。

第 9 章 会則

第 32 条 定款 50 条に規定する細則として、会則を定める。会則の種類及び審議機関は原則として次の通りとし、内規及び申し合わせを除き原則として公開する。

- (1) 定款・・・総則、目的、会員、社員、社員総会、役員、理事会、資産及び会計等の重要な事項について定めるもので、理事会及び社員総会の議決を要する。
- (2) 細則・・・定款を実施するために必要な事項について定めるもので、理事会の議を経て理事長が定め、社員総会への報告を要するもの。
- (3) 規則・・・定款を実施するために必要な事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。なお、必要に応じて社員総会への報告を要するもの。
- (4) 内規・・・定款、細則、規則を実施するために必要な事務的、技術的な事項並びに運用等に係わる具体的事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。
- (5) 申し合わせ・・・細則、規則、内規等の解釈、細部の運用、その他の事項について、委員会等の審議機関において申し合わせるもので、理事会に報告する。

第 33 条 会則の種類とその内容に関する補遺

- (1) 規則は、定款制定時に想定されていなかった事項等(例えば、専門医制度、地方会組織)に関わる会則を定めるものとする。
- (2) 会則の施行に当たり、各部会内での運用・手続き等の細部にわたる確認

事項等については、「会則外取り決め」を定めることができる。ただし、この取り決めは理事会に報告することとし、必ずしも公開の必要はない。

第34条 会則の改廃

- (1) 会則の改廃に係わる審議機関は第31条のとおりとするが、会則に改廃条項があれば、それを優先する。
- (2) 個人の資格（代議員、専門医、認定臨床医等）に係わる会則には改廃条項を設ける。

第10章 定款施行細則の変更

第35条 本定款施行細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。ただし、第5章の変更は、理事会の議を経て社員総会の承認を必要とする。

附 則

本細則は、平成25年6月12日より施行する。

附 則

本細則は、平成26年6月4日より施行し、第14条（1）の規定は平成27年4月1日から適用する。

附 則

本細則は、平成26年11月26日より施行する。

附 則

- 1 本細則は、平成28年3月19日より施行し、第26条に定める学術集会のうち秋季に開催する学術集会は、平成29年度から適用する。
- 2 第29条に規定する会長の任期のうち、附則前項の秋季学術集会会長の任期は、平成27年5月27日を始期とする。

附 則

- 1 本細則は、平成29年3月15日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は、平成30年6月27日より施行し、平成30年7月2日から適用する。